

平成23年度第1回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 平成23年7月26日(火) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 四街道市役所新館5階 第2会議室

3. 出席者

《出席委員》

大岩 重次郎、 花島 公子、 菊池 忍、 山根 晴夫、
横山 宏、 永野 勤、 本田 俊雄、 若菜 幸二

《欠席委員》 杉山 正夫、 柴田 敦雄

《事務局》

佐渡市長、佐藤健康福祉部長、
香取国保年金課長、竹内主幹、鈴木主幹、田中副主査

4. 議題

(1) 諮問について

・四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

(2) その他

5. 審議の経過

別紙のとおり

事務局 (竹内 GL)	<p>平成23年度第1回四街道市国保運営協議会 23.7.26 (火) 新館 5F 第2会議室 13:30~14:45</p> <p>本日は公私ともにお忙しい中、また、暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から「平成23年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。</p> <p>私、司会を務めさせていただきます国保年金課資格給付グループリーダーの竹内でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、運営協議会委員2名の方の委嘱状を佐渡市長から授与させていただきます。</p> <p>--- 市長から菊地 忍委員へ委嘱状の交付 --- --- 市長から若菜 幸二委員へ委嘱状の交付 ---</p> <p>菊地 忍委員は、歯科医師会からご推薦をいただき、伊藤 晴久委員の任期を引き継いでいただきます。</p> <p>若菜 幸二委員は、千葉県市町村職員共済組合事務局次長として、加藤 馨委員の任期を引き継いでいただきます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、佐渡市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市 長	--- 挨拶 ---
事務局 (竹内 GL)	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、佐渡市長は、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
市 長	--- 退室 ---
事務局 (竹内 GL)	次に、佐藤健康福祉部長より事務局の職員を紹介いたします。
佐藤部長	--- 部長より順次紹介 ---
事務局 (竹内 GL)	<p>続きまして、今回、2名の方が新しい委員になりましたので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、お手元に配布しました名簿の順に、大岩会長からお願いいたします。</p>
委 員	--- 各委員挨拶 ---

事務局 (竹内 GL)	<p>それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、定数10人中、8人の委員さんのご出席をいただいております。四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に基づく定足数（半数以上の出席）に達しておりますので、この会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、大岩会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、傍聴希望者が2名いらしております。</p> <p>この会議は、四街道市国民健康保険運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっておりますが、会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>審議会に諮ってということですが、本日の議題の内容は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるとは認められないと思われまますので、公開としたいと思いますが、委員の方々はいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
会 長	<p>それでは、公開としますので、傍聴希望者を入室させてください。</p>
	<p>※（傍聴希望者入室）</p>
会 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>議題（1）諮問事項について市長より会長あてに諮問が出ており、皆様のお手元に写しを配布させていただきます。その諮問事項について、これより審議を行います。</p> <p>「四街道市国民健康保険条例税の一部を改正する条例（案）」について議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (香取課長)	<p>説明の前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（資料確認）</p> <p>資料不足は無いでしょうか。</p> <p>それでは、資料の1ページをお開きください。</p> <p>本件につきましては、地方税法等の関係法令が改正されたため、平成24年度以降の国民健康保険税の限度額を4万円引き上げる改正について、本協議会へ諮問するものでございます。本市の国民健康保険税につきましては、</p>

所得割、均等割、平等割の3つの区分により世帯ごとに算出し、その合計を課税としておりますが、その課税額が限りなく大きくならないように国民健康保険税条例第2条において、1世帯当りの限度額を規定しております。その根拠を規定している地方税法において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税に係る課税限度額を現行の13万円から14万円に、介護納付金課税に係る課税限度額を現行の10万円から12万円にそれぞれ引き上げ、合計で73万円から77万円となり、合計で4万円の引き上げとなる改正が行われることとございます。本市におきましても、こうしたことから高所得者層の負担上限を引き上げることにより、低中間所得層の過重な負担がかからないよう、課税限度額を改正するものでございます。なお、本協議会からの答申に基づき、先に予定されております市議会9月定例会に国民健康保険税条例の一部改正を提案することとしております。詳細につきましては、このあと担当のグループリーダーより説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局
(鈴木 GL)

保険税グループの鈴木と申します。保険税を担当して5年目になりました。よろしくお願いいたします。私からは、「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について、説明させていただきます。

～ 資料の内容説明 ～

地方税法の改正は毎年、年度末の改正ですので、3月議会に諮れません。そのため、4月から施行したいとなると、3月31日に市長専決処分するしかございません。市県民税については、毎年専決処分されて当該年度から改正されております。しかし、国民健康保険税につきましては、限度額の改定に慎重な市町村が県内で半数近くございまして、限度額の改定は納税者の不利益処分に当たりますから、議会に諮って承認を受けてからということで、1年遅れで改定している市町村が結構あるということです。四街道市でも地方税法の改正が1年遅れになりますが、24年度から医療分の課税限度額を現行の50万円から51万円に、支援分の課税限度額を13万円から14万円に、介護分の課税限度額を10万円から12万円にということで、計4万円の引き上げを予定しております。国の方では、協会健保の本人負担の上限であります93万円まで引き上げたいと考えておるようです。この93万円は、基礎分と支援分の合計で介護分を含んでおりません。23年度の基礎分と支援分の地方税法上の限度額は65万円ですので、差は現時点で28万円あります。国の方では、これから毎年4万円程度引き上げていくのではないかと見込まれます。この課税限度額の引き上げによる税の増収分については、資料8ページにあるとおり、約950万円税収が増えるのではないかと見込んでおります。

大岩会長	只今の説明に対して何かありますか。
事務局 (鈴木 GL)	<p>この資料は1週間前に委員の皆さんに配布させていただいておりますが、事前に3つほど質問をいただいておりますので、はじめに回答させていただきたいと思います。1つ目のご質問が、「他の健康保険では保険医療の限度額はどうなっていますか。」というご質問ですが、中小企業等で働く従業員やその家族の皆さんが加入されている健康保険、協会健保の限度額は基礎分と支援分だけで、現在93万円になっております。地方税法に決められた23年度の基礎分と支援分の限度額の合計は65万円ですので、28万円の差があるということで、国は制度間の公平性を保つために、この差を埋めようとしております。協会健保に追いつくように、今後毎年、保険税の限度額は4万円程度づつ上がるのではないかと考えられます。2つ目は、「課税限度額が地方税法上の限度額を下回ると、国からのペナルティはありますか。」というご質問ですが、特にペナルティはございません。限度額はそれを超えてはいけないものであって、それを下回っている分には問題はありません。ペナルティがないので、市町村間で限度額に差が出てきています。先ほど資料の説明でお話しましたが、23年度の同じ印旛管内で成田市と白井市では限度額の差が9万円もあります。保険税の税率の格差は、市町村の体力によって仕方がないと考えられますが、高額納税者のための限度額については、同じ印旛管内で統一ができればと考えておりますが、なかなかそうはいかないということです。3つ目のご質問は、「今回、賦課限度額を上げると税の収納率に影響はありますか。全体の保険税額は増えますか。」ですが、限度額の引き上げについては、約300世帯が影響を受けると見込んでおります。この300世帯は全体の約2%程度でありまして、高額納税者については低所得者よりも収納率が高いものがありますので、引き上げによる収納率の影響は特に見込んでおりません。引き上げによる調定額、課税額は約1千万円増えるの見込んでおりまして、これに22年度の現年度収納率を掛け合せると、約950万円になりますので、最低このくらいは税収が増えるの見込んでおります。以上が事前にいただいた3つの質問に対する回答でございます。よろしくお願いいたします。</p>
大岩会長	それでは質問を受けます。
永野委員	資料に22年度の収納率が88.06%とありますが、未収金がどれくらいあるのか、その収納対策をどのようにされているのかお聞きしたい。
事務局 (鈴木 GL)	<p>23年度に繰り越しました滞納繰越分の調定額が16億円程ございます。これが未集金となります。この未収金の経緯ですが、17年度末で15億円の大台にのりまして、22年度末で初めて16億円を超えました。それに対する保険税の収納対策というご質問ですが、健康福祉部をあげまして国民健</p>

康保険税収納特別対策本部を組織して収納対策に取り組んでいるところで、今年15年目になりました。どのような活動をしているかといいますと、休日夜間等に滞納者のお宅を訪問して催促したり、あるいは電話で催促したり、あとは休日に納税相談を行って呼び出したりということで、そのほか総務部においては市税徴収特別対策本部という市税中心に徴収している組織があるんですが、そちらと合同で滞納整理を行ったり、合同で滞納処分を行ったりしています。22年度の活動の実績は、9日間実施いたしまして、87人の職員が従事して、35班臨戸徴収に出向いております。707世帯を回り、65軒に電話催告し、収納が69件、他の税、延滞金も含めて321万8,800円程収納いたしました。それと、現在検討中ですが、国民健康保険税の他、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料を含めた公金の徴収一元化を目的に、現在庁内に検討委員会を設置しておりまして、検討を図っております。これは、現在、総務部収税課の中に（仮称）債権回収室を作って、市税以外の債権の国保税とか保育料の滞納者を移管して、収税課の方で責任を持って行うことを今検討しておりまして、移管を受けた債権回収室は、預貯金差押さえをして収入増を図るというものでございます。10月くらいまでには検討結果を出して、来年度市役所では機構改革を行う予定ですので、組織等の見直しに合わせて体制を整備する予定で、現在検討を図っているところでございます。

本田委員

未収者の場合に、払えるのに払わないのか、徴収してどういう感じを持っていますか。

事務局
(鈴木 GL)

まず接触しないと、こちらも判断のしようがないので、本当に払えないのか、払えるのに払わないのか、会って話を聞かないことにはなかなか分かりませんので、たとえば今保険証の有効期限は7月末ですが、8月から通常は1年間の保険証ですが、滞納者には6ヶ月とかもっと短い期間の保険証を出しておりまして、短い保険証を出すことによって、その更新の度に市役所へ来ていただく機会を設けております。その時に接触を図るようにして、現状はどうかということで話を伺って、対処しているところです。それで判断して、払えるのに払わないのであれば、差押さえをしたり、いろいろな処分をします。

本田委員

ということは、実態はなかなかつかみにくいということですか。

事務局
(鈴木 GL)

今は、子供の保険証はどのような滞納者であっても交付することになっておりまして、納税相談書の中に18歳以下の子供の保険証を入れているので、入れるようになってから、子供の保険証だけ手に入りますから、相談に来る人がかなり減ってしまい、それで実情が聞けなくなったケースがかなり多くなって困っているところです。保険証の期間を短くすることによって、

	なるべく接触を図るようにして、払えるか払えないかを見極めなければならないと思っております。
事務局 (香取課長)	債権回収室を作るということで先ほど説明がありましたが、高額な滞納者や悪質な滞納者についていろいろな税を滞納している方もおりますので、一括して整理するという事も含めて債権回収室を作るという考え方で進めております。
山根委員	平成24年度の他市の改定予定はわかりますか。
事務局 (鈴木 GL)	来年度末の税改正の内容は不明ですが、千葉市などの77万円のところは上がると思われれます。
山根委員	四街道の所得率みたいなものはありますか。所得率で比べてどうかと検討できればと思ったのですが、人口比などでも変わるでしょうから一概には言えないと思えますけど。
事務局 (鈴木 GL)	先ほども説明させていただきましたが、できれば同じ印旛管内で同じ所得であれば、同じ限度額のほうが好ましいとは思っております。市町村ごとの所得率で出しているわけではないので。
山根委員	どの市町村も同じように4万円づつ上がっているの、協会健保が93万円ということですが、今後際限なく上がってしまうのではないかと心配します。限度額を底上げする根拠というものはなにかありますか。
事務局 (香取課長)	国保の加入者は会社を退職して加入される方が多く、運営においては保険税収入は低いですが医療費はかかっており、協会健保を含めた他の保険組合からも交付金をもらって運営している状況です。限度額を上げることは保険税収入の増につながるため協会健保並の限度額にあげていく方向は収入面からすると止むを得ないことと思っております。
山根委員	われわれも仕事柄、医療費がかかっているということは認識している。医療費の限度額もあつていいのではとも思う。
本田委員	被保険者としては、やはり税は低いに越したことはない。四街道市として必ず引き上げなくてはいけないという説明が欲しいと思うが、意見としてで結構です。
事務局 (香取課長)	印旛管内では、成田市は上げずに白井市は上げたという状況の中で同じ管内で税収入の格差がどんどん広がる。一方で医療費は必ずかかりますし、季

	<p>節性の病気や今回の震災などにも対応しなければならない。今、上げなければならないというよりも対応できる体制を確保するという考え方から、今回の引き上げはやむを得ないと考えております。</p>
菊池委員	<p>市の国民健康保険の1年間の決算はどうなっていますか。</p>
事務局 (香取課長)	<p>現状では赤字ではありません。莫大な交付金等をもたらえているので今のところは健全です。ただし、医療費の予測は大変難しく、補助金も遅れて精算があるので今後返還することも考えられます。</p>
事務局 (鈴木 GL)	<p>なぜ、成田市や浦安市が安いのかというと、国保会計は特別会計で行っており、国保税収や補助金・交付金などで医療費を賄うことが原則ですが、市税収入である一般会計から国保会計へ投入することにより国保税の引き上げを抑えている面があります。それでいいのかという議論はありますが、市町村ごとにこのような事情があるようです。</p>
山根委員	<p>四街道市では今までは小学校3年生までの医療費は無料でしたが、今年から中学校3年生までの入院費用は無料化すると聞いていますがどのような見通しで行ったのでしょうか。</p>
佐藤部長	<p>市長が掲げるマニフェストの中で子育て日本一があり、子供を育てやすい環境を作りたいということで実施しております。今般、県の施策で小学校3年生までの医療費をみてくれるということがありまして、それまで市が単独で実施していた小学校1年生から3年生までの財源がありますのでこれを活用して家庭の医療費負担を軽減しようということから実施いたしました。将来的には財源の確保をしながら通院部分もみていければとの見通しであります。</p>
山根委員	<p>実際、入院件数の見込みはどのくらいの数値で見込んでいますか。</p>
佐藤部長	<p>金額としてはそれほど大きい数字では見込んでいません。ただし、入院する数は少なくともその家庭にとっては効果が大きいと考えております。</p>
本田委員	<p>県の施策は政権交代とは関係はありますか。</p>
佐藤部長	<p>政権交代といえるかどうかはわかりませんが、知事の考え方によるものと思われまます。</p>
永野委員	<p>四街道市ではサラリーマン世帯が多く、定年で国保へ切り替わりますが、若い時は医療費がかからなくても定年後はどうしても医療費がかかる傾向</p>

事務局 (鈴木 GL)	<p>にある。保険税は収入が減るので下がると思われるが、この辺の見込みみたいなものはあるのでしょうか。</p> <p>国保の制度上の問題点だとは思いますが、国保には退職された方などの無職の方が比較的多いので、収入の面では非常に脆弱です。その分を補助金に頼っている現状です。また、退職した方からよく保険税の試算を頼まれますが、退職してすぐ国保へ切り替えすると給料収入がまるまる対象となるので限度額に達するケースが多く、協会健保の限度額より国保の限度額のほうが安いので国保にするケースも多々あります。先ほどもご説明いたしました但し市町村間や制度間の格差がある現状は好ましくないと考えており、できるだけ格差を解消する意味でも、地方税法改正に合わせて限度額を上げていきたいと考えております。</p>
事務局 (香取課長)	<p>付け加えて、過去3年間で65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者と呼ばれる年齢層の人数が毎年500人程度増加している状況です。この方たちの医療費は当然かかるわけで、これとは別に高額療養費も毎月2千万ほどかかっており1人当たり単価も34,5万となっている状況です。前期高齢者の方の医療費に対して交付金をいただいておりますが、平成20年度は20億円、平成21年度は24億円という額をいただいております、国保会計において前期高齢者の医療費は非常に高い割合を占めております。</p>
事務局 (鈴木 GL)	<p>国保の税収は21年度は26億8千万、22年度は26億1千万と下がっております。加入者は年々増加しているので本来であれば課税額が多くなりますから収納率が変わらなければ税収は増えるはずですが、収納率が上がっているにもかかわらず税収は減っている。これは昨今の経済状況で加入者の所得が減っているためです。だからこそ高額所得者には申し訳ありませんが、税率を上げることなく税収を増やすには高額所得者から負担していただくしかない。税率を上げると低所得者層にも影響が出るのであまりこの状況では好ましくないと考えております。</p>
菊池委員	<p>今の話からすると収入が下がっているということは、高額所得者もある程度下がっていると思われるが、みんな下がっているのに高額所得者だけから負担させるのはどうか。</p>
事務局 (鈴木 GL)	<p>かなり少ない人数ではありますが、そういうケースでお問い合わせもいただいております。それでも同じ年齢の方からすれば所得はかなり多いわけで、本来もっと多い金額がかかる収入でも限度額によって金額が抑えられているという説明をさせていただいております。</p>
本田委員	<p>収入が全体として下がっているということは、資料の300世帯、2%と</p>

	<p>いう数字は変動しますか。</p>
<p>事務局 (鈴木 GL) 山根委員</p>	<p>変動した形で資料 8 ページを作成しております。</p> <p>四街道市の人口は増えていると思うが、税収に影響はありますか。</p>
<p>佐藤部長</p>	<p>確かに人口は微増でありますが、ご承知のとおり高齢化が進んでおりました地域によっては 40% を超えるところも出てきております。全体は増えるが高齢者に移行する人も多いのであまり税収にはつながらない状況です。</p>
<p>事務局 (鈴木 GL)</p>	<p>個人住民税も下がっておりまして、それにつられて国保税も下がってきております。</p>
<p>大岩会長</p>	<p>今、急激な少子高齢化で今日のお話も現実の問題となっております。外国諸国も日本の保険制度を研究していると聞いております。成田・浦安などの財政的に強い例もありますけれど、四街道は平均よりも上ではないかなと個人的には思っております。これからもいろいろな研究をしていただいて世界的にも有名な保険制度ですからみんなで守っていきたく感じます。</p> <p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>特に、無いようですので、おはかりします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>―― 全員賛成 ――</p>
<p>大岩会長</p>	<p>各委員全員賛成ですので、この内容で市長に答申したいと思えます。</p> <p>次に、その他ですが、委員の方から、何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>―― 特になし ――</p>
<p>大岩会長</p>	<p>事務局からは何かありますか。</p>
<p>事務局 (竹内 GL)</p>	<p>本日は特にありません。</p>
<p>大岩会長</p>	<p>特に、無いようですので、以上で本日の協議会を終了といたします。</p> <p>長時間にわたり、お疲れ様でした。</p>